



NPO
CCFHS

NPO法人

食科協ニュースレター 第239-2号

目次

【食科協の活動状況】

2023年5月～2023年6月の主な活動(先月報告以降) 2

【行政情報】

5 消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について

6 腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について(再周知)

7 食品表示の適正化に向けた取組について

NPO法人 食品保健科学情報交流協議会
顧問 森田 邦雄

3-4

令和 5年6月29日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3、全麺連会館2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】**1. 2023年5月～2023年6月の主な活動**

5月26日	かわら版394号・かわら版ニュース&トピックス338号を発行
5月26日	ニュースレター238号発行
5月30日	かわら版ニュース&トピックス339号を発行
6月02日	かわら版395号・かわら版ニュース&トピックス340号を発行
6月06日	かわら版ニュース&トピックス341号を発行
6月09日	かわら版396号・かわら版ニュース&トピックス342号を発行
6月13日	かわら版ニュース&トピックス343号を発行
6月14日	食科協会員研修会開催
6月16日	かわら版397号・かわら版ニュース&トピックス344号を発行
6月20日	かわら版ニュース&トピックス345号を発行
6月23日	かわら版398号・かわら版ニュース&トピックス346号を発行
6月27日	かわら版ニュース&トピックス347号を発行
6月27日	ニュースレター239号を発行
6月30日	かわら版399号・かわら版ニュース&トピックス348号を発行
6月30日	ニュースレター239-2号追補を発行

研修会は盛況のうちに終了いたしました
ありがとうございました

今年度の年会費をお支払いください
年会費は 5,000 円です

郵便振替の場合 最寄りの郵便局にて
00190-6-558387
特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会
または NPO 法人食科協
両方で登録してあります

銀行振込の場合 三菱 UFJ 銀行深川支店
普通預金口座番号 1631361
名義人
特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会
(トクテイヒエイリカツドウホウジンシヨクヒンホケンカガク
シヨウホウコウリュウキョウギカイ)
または NPO 法人食科協 (NPO ホウジンシヨッカキョウ)
両方で登録してあります

【行政情報】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会
顧問 森田 邦雄

5 消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について

6月20日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品基準審査課長名をもって各検疫所長宛て表記通知を出した。その主な内容は次の通り。

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条の3の規定（以下「消除規定」という。）により、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認める既存添加物について、消除予定添加物名簿を作成の上公示し、必要な手続を経て、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）からその名称を消除することができることとされており、これに基づき、これまでに132品目が消除されています。

厚生労働省において、現に既存添加物名簿に収載されている357品目の販売等の実態につき厚生労働科学研究等により予備的な調査を行ったところ、別添1に掲げる78品目の既存添加物について、現に販売の用に供されていない可能性があることから、今般これらの品目の販売等の実態について調査を行うこととしました。

つきましては、貴所における輸入者に対し、調査対象の既存添加物について、輸入がなされているのであれば、別記の実施要領の別添2-1及び2-2により申出がなされるよう、周知方よろしくお願いします。

なお、申出がなかった既存添加物又はこれを含む製剤若しくは食品は、現に販売等されていることを証明するに足りないものとして、消除予定添加物名簿に名称を記載する既存添加物となりますので御留意ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001110609.pdf>

6 腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について (再周知)

6月28日、厚生労働省は健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局食品監視安全課の連名で各都道府県等衛生主管部（局）宛て表記事務連絡を出した。その主な内容は次の通り。

令和5年第1～23週までの期間において感染症発生動向調査に報告された腸管出血性大腸菌感染症の届出数は例年より多い状況で推移しており、平成26年以降で最も多くなっています。また、血清群・毒素型の内訳としてO157 VT2（ベロ毒素2型）の届出数が例年より多い状況で推移しています。

腸管出血性大腸菌による感染症等の調査は、平成30年6月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課・医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡「腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査について」（別添）に基づき対応いただいているところですが、引き続き、感染症部局、食品衛生部局及び検査部門が連携を図り、確実か

つ可能な限り迅速な調査を行うようよろしくお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001114577.pdf>

7 食品表示の適正化に向けた取組について

6月29日、消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することを公表。その主な内容は次の通り。

・夏期一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところです。例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します(別紙)。

(1) 実施時期：令和5年7月1日から同月31日まで

(2) 主な監視指導事項

ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示

イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示

ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示

エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示

オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

・表示の適正化等に向けた重点的な取組について

(1) カンピロバクター食中毒対策の推進について

(2) 容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について

(3) くるみの特定原材料への追加及び特定原材料に準ずるカシューナッツの取扱いについて

(4) 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材の活用について

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms202_230629_1.pdf